

05 財産・基金等の取扱い

『合併協定項目(案)』

4市町の財産、債務及び基金は、すべて新市に引き継ぐ。
 なお、基金については以下、1～5の分類により整理する。

- 1 4市町共通の基金を統合するもの
 - (1)財政調整基金 (2)減債基金 (3)土地開発基金
- 2 類似趣旨の基金を統合するもの
 - (1)(仮称)地域振興基金 (2)(仮称)福祉基金 (3)(仮称)森林基金 (4)(仮称)商工業振興基金
 - (5)(仮称)公共施設等整備基金 (6)(仮称)教育基金
- 3 市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの
 - (1)釧路市の産炭地域振興基金 (2)阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金
- 4 基金を地域限定で運用するもの
 - (1)阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金 (2)白糠町の漁業振興基金
- 5 基金を廃止するもの
 - (1)阿寒町の国営土地償還基金 (2)釧路市及び白糠町の奨学基金

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 公有施設の個人・法人等への賃貸借契約	05 - 02 - 01 - 01	
	(2) 公有財産	05 - 02 - 01 - 02 【先行調整項目】	すべての財産を新市に引き継ぐが、財産管理は釧路市の制度に統合
	(3) 民有地の借り入れ	05 - 02 - 01 - 03	
	(4) 債務負担行為の状況	05 - 05 - 01 - 01	
	(5) 下水道事業の積立金残高	10 - 01 - 03 - 02	企業債を引き継ぐ
	(6) 水道事業の積立金残高	12 - 01 - 03 - 04	積立金、企業債、地方債を引き継ぐ
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 公用車の管理	05 - 02 - 01 - 04	組織機構に応じ配置
	(2) 財政調整基金、減債基金、土地開発基金、その他の特定目的基金	05 - 04 - 01 - 01	<p>以下、ア～オの分類により整理する</p> <p>ア 4市町共通の基金を統合するもの(財政調整基金、減債基金、土地開発基金)</p> <p>イ 類似趣旨の基金を統合するもの((仮称)地域振興基金、(仮称)福祉基金、(仮称)森林基金、(仮称)商工業振興基金、(仮称)公共施設等整備基金、(仮称)教育基金)</p> <p>ウ 市町が単独で設置していた基金を引き継ぐもの(釧路市の産炭地域振興基金、阿寒町のタンチョウ保護基金・マリモ保護基金・吉田人材育成基金)</p> <p>エ 基金を地域限定で運用するもの(阿寒町のアイヌ民俗文化振興基金、白糠町の漁業振興基金)</p> <p>オ 基金を廃止するもの(阿寒町の国営土地償還基金、釧路市及び白糠町の奨学基金)</p> <p>備荒資金は普通納付金を50,000千円とし、50,000千円を超えるものは超過納付金とし、引き継ぐ</p>
	(3) 国保財政調整基金	18 - 01 - 06 - 02	保険料率の不均一課税による段階的引き上げを行う期間(合併後5年程度)の不足財源に充てることなどを考慮